

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置として、現在お持ちの自立支援医療費（精神通院）受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方は、延長の手続不要で、有効期間が1年間延長されます。

○ 有効期間の延長措置の対象となる方

対 象：有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方  
(有効期間満了までに更新手続をしなかった方も対象)

診断書：更新時の診断書の要・不要についても、一律に1年間延長されます。

例① 有効期間R1.6.1～R2.5.31（1年目・次回診断書不要）の方

→更新手続き不要で有効期間がR1.6.1～R3.5.31（1年目・次回診断書不要）となります。

例② 有効期間R1.6.1～R2.5.31（2年目・次回診断書必要）の方

→更新手続き不要で有効期間がR1.6.1～R3.5.31（2年目・次回診断書必要）となります。

○ 現在お持ちの受給者証の使用について

この延長措置の対象となる受給者証については、記載された有効期間から一年間は引き続き指定医療機関において使用することができます。(更新済みの受給者証、市町村窓口で有効期間の修正処理を受けたものを除く。)

○ 既に更新手続を済ませた場合

既に更新手続を済ませた方については、新たに交付された受給者証をご使用ください。また、更新手続用の診断書を取得済みの方については、更新申請を行った場合は、これまでどおり審査を行い、新たな受給者証を交付します。

例 有効期間R1.6.1～R2.5.31（2年目・次回診断書必要）の方

・更新申請を行った場合 有効期間R2.6.1～R3.5.31（1年目・次回診断書不要）を交付

○ 精神障害者保健福祉手帳との同時申請を予定されていた方について

手帳との同時申請を予定されていた方については、これまでどおり、受給者証に記載された有効期間内に手帳との同時申請により更新手続を行うことをおすすめします。

例 有効期間R1.6.1～R2.5.31（手帳用2年目・次回診断書必要）の方

①更新せずに延長した場合 R1.6.1～R3.5.31（手帳用2年目・次回診断書<sup>必要</sup>）

②同時申請で更新した場合 R2.6.1～R3.5.31（手帳用1年目・次回診断書<sup>不要</sup>）

※①は次回更新時に別の診断書が必要となるため、②をおすすめします。

○ 所得など申請事項に変更があった場合

受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（平成30年に比べ令和元年の所得が大きく減少した場合など）は、変更申請を行ってください。